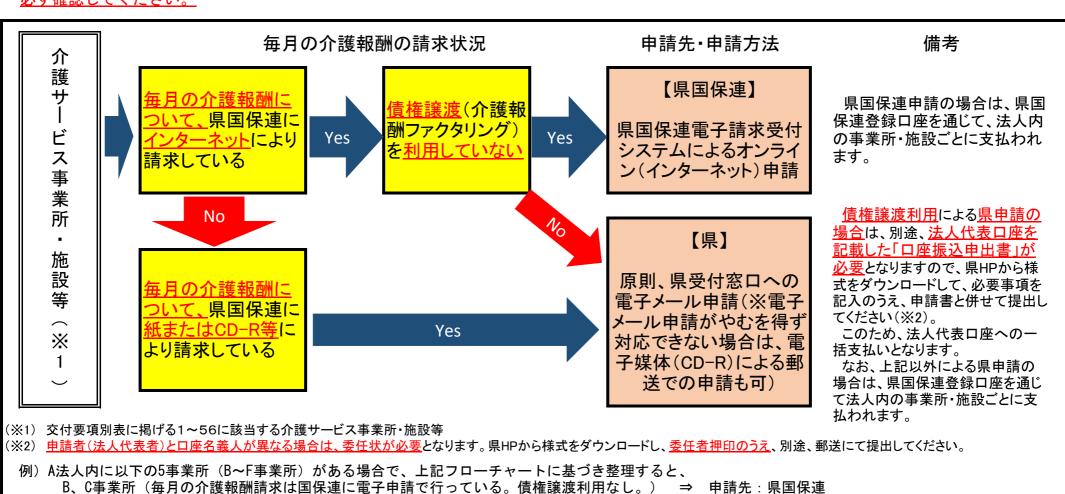
## 令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設等の感染防止対策支援 事業費補助金【申請(請求)先・申請(請求)方法等:フローチャート)】

## 【留意事項】

- ① 申請(請求)は、法人単位での申請(対象期間3か月分をまとめての原則1回限り)となります。
- ② 法人内の各介護サービス事業所・施設等においては、毎月の介護報酬について、県国保連に請求されていますが、<u>今回の標記補助金の申請(請求)については、毎月の介護報酬請求の形態によって、申請先が異なります。</u> 以下のフローチャートにより、法人内の各介護サービス事業所・施設等の申請(請求)先が、県国保連または県のどちらになるのか、必ず確認してください。



⇒ 申請先:県

D、E事業所(毎月の介護報酬請求は国保連に電子申請で行っている。債権譲渡利用あり。) ⇒ 申請先:県

上記の場合、法人単位で2つの申請(請求)書を作成し、それぞれの申請先に申請する必要があります。

F事業所(毎月の介護報酬請求を紙またはCD-R等により行っている。)